

専門医資格更新認定試験 告示

一般社団法人日本周産期・新生児医学会 『専門医制度規定』中の「専門医資格更新認定試験実施規定」に示す専門医資格更新認定試験を、下記のように実施する。

2024 年 5 月 15 日

一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 田中 守
専門医制度委員会 委員長 高橋 尚人
副委員長 関沢 明彦

2024 年度専門医資格更新認定試験 —実施要領—

I. 申請資格

1. 医師免許証(医籍)を有する。
 2. 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
 3. 専門医資格更新を申請する時点で、継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
 4. 通算 5 年間、周産期医療に従事し、専門医資格更新認定試験申請書を提出している。
 5. 5 年間の取得単位の合計が 50 単位以上。うち、必須項目の合計が 30 単位以上ある。
- ※単位の詳細は【単位の解説】(p4)を参照する。

II. 申請書類 (申請書は片面印刷すること)

下記に示す書類をそろえて、III. の申請期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に追跡できる方法で送付する。

1. 専門医資格更新認定申請書
2. 診療実績報告書
3. 研修単位となる業績一覧

※「参加登録証」の添付では参加証明にはならない。A4 サイズで印刷した参加章は「学術集会参加記録簿」の後ろに添える。ネームホルダーサイズの参加章は参加記録簿に貼付すること。

※日本産科婦人科学会会員ポータル「単位情報」より「学会専門医」ページのコピー可。その場合は単位として申請する学会等をマークアップするなど印をつけること。

4. 医師免許証(医籍)のコピー(A4 用紙に変倍コピーすること)

5. 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー（**現在有効**）
※本会の新生児専門医、母体・胎児専門医認定証のコピーは不要

Ⅲ. インターネット試験・申請書類提出期間（当日消印有効）

2024 年 8 月 1 日（木）～ 2024 年 9 月 25 日（水）

※インターネット試験及び申請書類提出期間の延長は行わないので厳守のこと。

Ⅳ. 申請における注意事項

1. 提出された申請書類に不備や不足等があった場合、受理しないことがある。資格更新認定試験要領を熟読し、申請前に再確認すること。また、訂正、再提出を求めることもあるが、指定期限内に到着しない時は更新資格を失う。
2. 申請書類の受理通知は 10 営業日以内にメールで送信する。受理通知が届かない場合は必ず事務局に問合せ。問合せがない場合は更新資格を失うこともある。

Ⅴ. 認定試験

1. インターネットで試験を行う（30 問）。

※インターネット試験の詳細について、7 月 30 日（火）[予定] に対象者にメールで連絡する。

2. 医師国家試験方式の MCQ 形式に準じた形式とする。
3. 内容は最新の知識を問う問題、学会のシンポジウムや話題になったトピックス、最新のガイドライン、この 5 年間における新しい問題点など、専門医として知っておくべき内容とする。
4. インターネット試験は正答率 80%以上(30 問中 24 問以上)を合格とする。合格になるまで繰り返し受験が必要である。2 回目以降は不正解問題のみでなく、30 問全ての回答が必要であるため、時間に余裕を以って取り組むこと。

Ⅵ. 申請料

不要とする。

Ⅶ. 合否決定

専門医試験委員会は試験の適否を、専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

Ⅷ. 合格発表

11 月中に学会ホームページ TOP 画面の「学会からのお知らせ」に会員番号で発表予定。

IX. 専門医更新審査料の登録

1. 合格者は、**合格発表後**に専門医更新審査料 20,000 円を添えて学会に登録を申請する。
2. 学会は上記登録の申請があった者に対して専門医として登録するとともに、専門医認定証を交付する。

登録料は郵便振替で下記口座へ納入する。

振込の際は、会員番号と氏名を振込み名義の頭に必ず記載すること。

郵便局 振替口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会
(イツパンシヤダンホウジン ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ)

他の金融機関からの振込

ゆうちょ銀行 口座番号 〇一九 (ゼロイチキユウ) 店 当座 0704183

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ) ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ (全てカタカナ全角)
(誤) シャ→ (正) シヤ

X. 延長申請

資格更新認定の延長を希望する者は、学会ホームページから「専門医資格更新認定延長申請書」をダウンロードし、8月31日(土) [当日消印有効] までに事務局宛てに追跡できる方法で送付する。

XI. その他

告示の補足や更新試験関連情報が学会ホームページ TOP 画面の「学会からのお知らせ」に掲載されることがあるため、最新情報は学会ホームページで確認すること。

インターネット試験をはじめ、更新に関する各種連絡はメールで行うため、学会からのメールを受信できるよう設定し、メールアドレスを変更した場合、必ず事務局に届け出ること。

【書類の送付先・問合せ先】

※問合わせる前に資格更新認定試験要領を熟読し、メールで問合わせること。原則として電話での問合せには応じない。

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 事務局

E-mail : senmoni@jspnm.org

更新試験の詳細は、『専門医制度規定』の「専門医資格更新認定試験実施規定」を参照すること。

【単位の解説】（研修単位となる業績について）

※第 38 回周産期学シンポジウム（2020 年 2 月開催）の参加証明は、参加証と出席証明書のいずれの提出も必要。

※第 42 回周産期学シンポジウム（2024 年 1 月開催）の単位証明については、試験要領 p8 を参照。

5 年間に以下の項目の合計が 50 単位以上うち、必須項目＊の合計が 30 単位以上ある。

※50 単位を大幅に越える単位申請は不要。

※送付された参加証は返却しない。

1) 学術論文の発表 10 単位

周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表。

※専門医制度規定中の「4. 専門医資格認定試験実施規定」第 12 条に記載されている 2) 評価の対象となる学術論文に記載されていない雑誌への投稿論文は、専門医認定委員会が審査を行うため、事前の問い合わせには回答できない。

2) 参加 10 単位＋筆頭演者として発表 10 単位

- ① 本学会の学術集会＊
- ② 周産期学シンポジウム＊

3) 学術論文の発表 5 単位

- ① 周産期・新生児学関連の学術論文を、専門医認定委員会が認める査読制度のある学術雑誌に共著者として発表。
- ② 上記①以外の周産期・新生児学関連の学術論文を、筆頭著者として発表（専門医認定委員会の審査が必要）。

4) 参加 5 単位＋筆頭演者として発表 5 単位

- ① 日本小児科学会
- ② 日本産科婦人科学会
- ③ 日本小児外科学会
- ④ 日本麻酔科学会
- ⑤ 日本新生児成育医学会
- ⑥ 日本新生児成育医学会教育セミナー
- ⑦ 日本母体胎児医学会
- ⑧ 日本糖尿病・妊娠学会
- ⑨ 日本小児外科学会秋季シンポジウム
- ⑩ 国際学会（周産期・新生児学に関連する演題について、筆頭演者として発表し

た場合)

- 5) 参加2単位＋筆頭演者として発表2単位

本学会が認める周産期・新生児学関連の学会または研究会

※学会ホームページ〔専門医制度（全体概要）〕の「研修単位となる学会，研究会一覧」を参照

- 6) 新生児蘇生法講習会のインストラクター5単位（補助は含まず）

- 7) その他，上記以外の学会または研究会については，専門医認定委員会に申請のうえ審査する．